

事務連絡  
令和6年12月13日

各都道府県建設業担当部局 ご担当者様

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

#### 監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について

監理技術者等に関する制度に関しては、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第316号）等をもって従来から運用してきたところです。

今般、改正建設業法の一部施行の適切な運用を図る等のため、「監理技術者制度運用マニュアル」を改正し、令和6年12月13日から適用することとしましたので、お知らせ致します。

本マニュアルは、以下アドレスから当省HPに入って頂き、ご確認頂けますと幸いです。

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tk1\\_000001\\_00038.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00038.html)

※本日から施行の、監理技術者等の専任現場の兼任の際に作成が必要な、「人員の配置を示す計画書」について、参考様式を上記HPに掲載していますので、ご参考下さい。

以上